

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

平成 29 年 5 月 12 日

全国健康保険協会 京都支部

支部長 矢田 久雄

1. 企画競争に付する事項

平成 29 年度「職場における健康講座」事業の業務委託について

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 保健師、管理栄養士等の資格を有する者を、各事業所へ派遣することが可能であること。
- (2) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供」で A、B、C 等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められるものであること。
- (6) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (7) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 健康保険、厚生年金保険の適用を受け、かつ、直近 1 年間について保険料の未納がない者であること。なお、厚生年金保険の適用を受けない個人事業所の場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
また、協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている場合は、これについても直近 1 年間について保険料の未納がない者であること。
- (9) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3. 契約候補者の選定

「職場における健康講座」事業の業務委託に係る企画書募集要項等に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4. 企画競争説明書等を交付する日時及び場所

- (1) 日時 平成 29 年 5 月 22 日（月）12 時まで
- (2) 場所 〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634 カラスマプラザ 21 1F
全国健康保険協会京都支部 企画総務グループ（担当）早田

5. 企画競争説明書等に対する質問の受付及び回答

質問は、下記にて受け付ける。

- (1) 受付先 4(2)に同じ
担 当（参加資格等）企画総務グループ 早田
（仕様内容等）保健グループ 菊野

TEL 075-256-8630 FAX 075-256-8670

- (2) 受付期間 平成 29 年 5 月 23 日（火）15 時まで
- (3) 企画競争説明会は開催しない。

6. 企画書等の提出期限

- (1) 提出期限 平成 29 年 5 月 23 日（火）15 時
- (2) 提出先 4. (2) に同じ

提出方法 直接提出（持参）または郵送による。郵送の場合は上記 6（2）に必着とする。

7. 採否通知

採否通知は、後日、全提出者に通知する。

8. 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は無効とする。

9. その他

詳細は、「企画競争説明書」等による。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 25 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

（競争に参加させないことができる者）

第 26 条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

「職場における健康講座」業務の業務委託に係る企画書募集要項

1 業務の概要等

案件名：平成 29 年度「職場における健康講座」事業の業務委託について

概要等：平成 29 年度「職場における健康講座」事業についての仕様書（以下、「仕様書」という。）を参照すること。

2 参加資格

- (1) 保健師、管理栄養士等の資格を有する者を、各事業所へ派遣することが可能であること。
- (2) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供」で A、B、C 等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められるものであること。
- (6) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (7) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (8) 健康保険、厚生年金保険の適用を受け、かつ、直近 1 年間について保険料の未納がない者であること。なお、厚生年金保険の適用を受けない個人事業所の場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
また、協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている場合は、これについても直近 1 年間について保険料の未納がない者であること。
- (9) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3 企画競争説明書に対する質問の受付

質問は、下記により電話または FAX（A4、書式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 〒604-8508 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 634
カラスマプラザ 21 1F
全国健康保険協会京都支部 担当 企画総務グループ 早田
TEL 075-256-8630 FAX 075-256-8670
- (2) 受付期間 平成 29 年 5 月 22 日（月）12：00 まで
- (3) 回答 受付日の翌営業日までに回答する。
- (4) 企画競争説明会は実施しない。

4 企画書等の提出書類、提出期限等

- (1) 提出期限 平成 29 年 5 月 23 日（火）15：00
- (2) 提出書類

- | | |
|---|------|
| ① 資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し | 1 部 |
| ② 保険料納付にかかる申立書（様式 1） | 1 部 |
| ③ H28 年 3 月分～H29 年 2 月分の社会保険料領収書等の写し | 1 部 |
| （領収証の写し、納付証明書等、直近 1 年間の保険料の納付状況が確認できる書類（健康保険組合加入者は、年金保険料の納付状況が確認できる書類）） | |
| ④ 管理者等申請書（様式 2） | 1 部 |
| ⑤ 業務委託者通知書（様式 3） | 1 部 |
| ⑥ 企画書 | 12 部 |
| ⑦ 健康講座に使用する教材サンプル | 12 部 |
| ⑧ 経費内訳書（見積書） | 1 部 |

本業務を実施するために必要な経費のすべての額を記載した内訳書。

書式は自由であるが、1 回あたりの単価金額及びその消費税額が明確なもの。

また、封印は不要である。

(3) 提出先 上記 3 (1) に同じ。

(4) 提出方法

直接提出（持参）または郵送による。

ただし、郵送の場合は上記 4 (1) に必着とする。

(5) 提出にあたっての注意事項

- ① 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更または取り消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- ② 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。
- ③ 1 社あたり 1 件の企画を限度とする。
- ④ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。
- ⑤ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。
- ⑥ 企画書は必要事項を漏れなく記載すること。漏れがある場合は無効とする。
- ⑦ 企画書の作成及び提出に係る費用は、作成者の負担とする。

5 予算額

1 開催あたりは 41,000 円（税抜）を上限とする。

6 評価の実施

- (1) 提出された企画書等について評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を選定し、契約候補者とする。
- (2) 評価結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

7 契約の締結

評価結果通知後速やかに、全国健康保険協会京都支部長は、予定価格の範囲内であることを確認のうえ、契約を締結する。

8 その他

- (1) 企画説明書に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約の公表

契約状況(相手先、契約額等)については、全国健康保険協会京都支部掲示板等に公表する。

仕様書

平成29年度

「職場における健康講座」事業について

全国健康保険協会

京 都 支 部

1 委託業務の概要等

(1) 概要

平成29年度における全国健康保険協会京都支部(以下「協会けんぽ京都支部」という。)保健事業のうち、健康管理意識の啓発のための健康講座事業「職場における健康講座」(以下「健康講座」という)について、保健師、管理栄養士等を有する事業者⁽¹⁾に委託する。

(2) 業務内容

- ① 協会けんぽ京都支部の適用事業所(以下「適用事業所」という。)へ、保健師、管理栄養士等が赴き、各種リーフレット等を活用し健康講座を開催。
- ② 健康講座広報用チラシ原稿案の作成。(A4表裏)

2 委託期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

3 委託予定回数

委託予定回数 100回程度 ※100回を超える場合は委託者と協議のうえ最大110回まで可とする。
※参加予定人数 1,500人(15人/回)

4 委託費の限度額

毎月の実施結果報告に基づき、次の額を限度として支払いを行う。

限度額 1回あたり 44,280円

※上記金額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

※上記金額には、健康講座で使用するチラシ等の企画、デザイン、原稿作成、編集、校正、印刷、製本及び納品運送費用費、並びに移動に係る講師の交通費等、今回の委託業務に要する一切の費用を含む。

5 委託条件

(1) 委託条件

受託事業者は、業務の遂行にあたり、保健師、管理栄養士等の確保が十分にでき、保健事業の実施にふさわしい事業者であること。

(2) 情報の管理について

被保険者等のプライバシーに十分配慮することが必要であるため、個人情報保護の取扱いに関して適切な対応がとれる体制が整備されていること。

受託契約の締結にあたって、個人情報の漏えい等の防止に関する次の事項を企画書に盛り込むものとする。

- ① 善良なる管理者の注意義務の遵守
- ② 知り得た個人情報の漏えいの禁止
- ③ 再委託の禁止
- ④ 契約事項に違反した場合における契約解除及び損害賠償請求に関すること。

6 委託業務の内容等

対象者	協会けんぽ京都支部適用事業所の加入者 (参加者5名以上) ※複数事業所で5名以上となった場合も可とする
会場	申込のあった適用事業所内または適用事業所が準備した会場 ※2以上の事業所での合同受講は可とする
申込受付	申込受付及び日程決定
実施方法	講師による集団指導 (60分間以上、受講事業所の希望に応じ調整する)
開催日等	事業所の希望する日時 (土日、夜間を含む)
指導内容	1. メンタルヘルス対策について 2. 生活習慣病予防について 3. 腰痛、肩こりの予防について 4. その他 (感染症対策、職場の健康づくり、栄養講座等に関する事)
その他	事業所担当者に対し、協会けんぽ京都支部が指定したパンフレット等を配付すること

7 業務の流れ

- (1) 協会けんぽ京都支部は、提出された広報用原稿案をもとに適用事業所へ広報を行う。広報の媒体としては、広報紙「健康保険きょうと」、ホームページ、メールマガジン等により行う。
- (2) 受託事業者は、(1)の広報により健康講座を希望する適用事業所(2以上事業所の合同受講可)から参加申込書を受理(FAX可)し、受託事業者と適用事業所の日程を調整のうえ健康講座を実施する。なお、受付時に健康保険被保険者証等(保険者番号01260017、記号 数字7ケタまたは8ケタ)の提示を受ける等、申込みの事業所が適用事業所であることを確認すること。
また、協会けんぽ京都支部から、協会けんぽの事業について電話等にて案内する場合がありますことを伝え、事業所担当者名、連絡先電話番号を必ず聴取すること。
- (3) 決定した日程により、健康講座を開催する。また、開催の際、健康宣言未実施事業所については、協会けんぽ京都支部が指定したパンフレットを配布すること。
- (4) 健康講座の終了時に参加者の意見・感想等を聴取するためのアンケートを実施すること(別紙1)。また、別途事業所の担当者より協会けんぽ京都支部に受講後アンケート(別紙2)を提出するよう説明を行うこと。
- (5) 毎月の実施状況を(別紙3)により翌月10日までに協会けんぽ京都支部に報告・請求する。報告の際には、参加者の意見、感想等のアンケート(別紙1)を取りまとめ、参加者のアンケート結果報告書(別紙4)を添付すること。
- (6) 平成30年3月分の実施状況については、平成30年4月6日(金)までに協会けんぽ京都支部に報告・請求する。また、平成30年3月分(予定回数終了月が平成30年

3月より前の場合は終了した月)の報告の際には、健康講座事業についての受託事業者総括(任意様式)をあわせて添付すること。

8 企画書に記載すべき事項

下記の(1)～(11)の項目については、項目順に、企画書に必ず記載すること。

- (1) 健康講座開催趣旨(健康講座を取り組む姿勢、考え方等)
- (2) 健康講座で実施するテーマ及び具体的な内容。(複数内容必要)
- (3) 今回の企画の中で最も注力しているテーマおよび内容の詳細について。
- (4) 使用する教材の内容に関する事。
- (5) 管理者及び責任者等の体制に関する事。
- (6) 講師の実務経験等に関する事。
- (7) 健康講座の開催時間に関する事。
- (8) 休日(土曜・日曜等)の実施に関する事。
- (9) 北部地域の開催可能回数に関する事。(開催時間については制限できる。)
- (10) プロジェクター等の機材保有もしくは使用の有無に関する事。
- (11) 個人情報保護の取扱いに関する事。(プライバシーマークもしくはこれに準ずる資格の写し、または受託者の個人情報保護規程等を添付のこと。また、契約書案第16条【情報等の適正な取り扱い】にかかる対応について記載すること。)

9 見積書に記載すべき事項

次の事項については、見積書に必ず記載すること

- (1) 健康講座の1回あたりの開催費用及び消費税額
- (2) 1回あたりの開催費用の中にチラシ作成費用、交通費、事務手数料等一切の諸経費を含めること。

10 その他

- (1) 受託事業者は、本業務開始までに、委託者の指定する講座について、デモンストレーション(30分程度)を行い、委託者意見・要望を反映した講座内容となるようにすること。
- (2) 健康講座実施状況の確認のため、協会けんぽ職員が、随時、講座開催時に立ち会うことができるものとする。
- (3) 受講の広報・勧奨等は、原則として協会けんぽ京都支部が行うが、受託者においても行うものとする。
- (4) 健康講座の開催については、原則として1事業所につき1回の開催とする。ただし、事業所の本店と支店等で開催等の複数回希望がある場合は、その都度、協会けんぽ京都支部と協議することとする。
- (5) 受託事業者は、健康講座を行う際に商品等の勧誘、販売等を行わないこと。

職場における健康講座の業務委託に係る企画書等の評価基準及び採点表

	審査項目	採点(該当に○)
企画力	①健康講座の開催趣旨 ・開催趣旨の理解度、取組む姿勢、考え方 ②健康教育のテーマについて(メンタルヘルス対策の中でラインケアを含めた講座を設定した場合は加点対象とする) ・多様性、わかりやすさ、構成、インパクト等 ③教材について ・使用する教材の種類、内容は、最新の知見、情報に基づいたものなど、対象者の興味を引くものか	30・24・18・12・6
	④メインテーマについて ・最も注力している講座内容(テーマ)が良いものとなっているか	15・12・9・6・3
人員	⑤本委託業務の統括及び管理が適切であるか ・責任者や体制が明確であるか ⑥保健師等の確保について ・一定の実務経験のある人を確保できるか	10・8・6・4・2
運営	⑦開催時間は適当か ⑧開催日について、土曜・日曜の開催は可能か ⑨開催地域について、京都府北部の開催は可能か ⑩施設内への機材の持ち込みは可能か	10・8・6・4・2
情報	⑪情報の管理について ・個人情報の取扱いが適切に行われるか	10・8・6・4・2
その他	⑫自社でPRできること ・受講者の興味を引く工夫等	10・8・6・4・2
価格	⑬適正な見積内容となっているか	15・12・9・6・3
合計		点/100点

【採点基準】

評価	配分点		
	30点(満点)	15点(満点)	10点(満点)
特に優れている	30点	15点	10点
優れている	24点	12点	8点
普通	18点	9点	6点
やや劣っている	12点	6点	4点
劣っている	6点	3点	2点